

## 別紙 2

### 「つくる会」などの独占禁止法違反

#### 1、「つくる会」と扶桑社、「つくる会」と自由社は、共同事業者である

##### 1-1 「つくる会」と扶桑社が共同事業者であること

「つくる会」の機関紙である『つくる会 F A X 通信』（第 192 号 2007 年 5 月 11 日）に、「つくる会」が扶桑社に対して、「『新しい歴史教科書』『新しい公民教科書』の継続発行に関する申し入れ」（2006 年 11 月 21 日）について、次のように書かれている。

「『新しい歴史教科書』の発行はもともとつくる会が社会的に問題提起したもので、設立趣意書によって教科書の理念を定め、パイロット版『国民の歴史』によって新しい視点を提起し、つくる会の理事が中心的な執筆者となって教科書を執筆し、扶桑社がその発行を引き受けるという経過で進めた事業です。従って、つくる会はでき上がった教科書を「推薦する」という構図で関与したというよりも、基本方針の発案から執筆者の選定、教科書の編集、そしてその後の普及に至るまで、扶桑社との緊密な協力のもとに進めてきたというのが真実です。」『つくる会 F A X 通信』（第 192 号 1 P）

その「『新しい歴史教科書』『新しい公民教科書』の継続発行に関する申し入れ」（『つくる会 F A X 通信』第 192 号 付属文書①）には次のように書かれている。

「これらの教科書はつくる会と扶桑社との協力によって作り上げたものであり、教科書への評価は極めて高く、他社の教科書にも多大な影響を与え、教育界に貢献したことは広く認められております。」

扶桑社から「つくる会」への回答（2007 年 2 月 26 日）（『つくる会 F A X 通信』第 192 号 付属文書②）には、次のように書かれている。

「元来、扶桑社の教科書は、前述しました自虐史観の叙述が多い従来教科書に疑念を呈する有識者の任意団体である貴「『新しい歴史教科書

をつくる会」と産経新聞社の意向が一致し、発行が企画されたものであります。その後、発行計画を具体化するにあたって、産経新聞社が発行主体になることは法的に適わないことが判明し、フジサンケイグループの出版社である扶桑社が発行主体となったものであります。

従って、確かに扶桑社が発行・発売を自己の責任において行うことに疑いはありませんが、この経緯からして扶桑社教科書は、「新しい歴史教科書をつくる会」がこれを推薦するという構図で発行されたものであります。」

以上の「つくる会」と扶桑社の当事者間で「申し入れ」と「回答」の記載から明らかなように、扶桑社版歴史教科書及び同公民教科書は、「つくる会」と扶桑社の共同によって作成された教科書であり、両者は、同教科書における共同事業者であることは、否定のしようがない。

「つくる会」は、『つくる会FAX通信』（2008年4月2日、第235号2008年4月17日）において次のことを明らかにした。

- (1) 本件歴史教科書（「現行『新しい歴史教科書』（改訂版）」）の代表執筆者である藤岡信勝（当時副会長）現会長は、本年3月28日、現行『新しい歴史教科書』（改訂版）の配給期間が終了する2010（平成22）年3月をもって、同教科書に係る著作権使用許諾を打ち切ることを扶桑社側に代理人弁護士を通して通知した。
- (2) 「つくる会」は扶桑社に対して、「つくる会」を辞めていった人たちも含めて従来どおりの執筆陣で、従来どおりに教科書をつくっていくことを申し入れた。しかし扶桑社はこの申し入れを拒否して、「つくる会」とは関係なく、扶桑社自身が新たな執筆陣のもとに独自に別の教科書をつくるの方針を示した。これでは「つくる会」の趣意書に基づく教科書はつくれなくなると「つくる会」としては、別の出版社の協力を得て、被告「つくる会」の趣意書に基づく教科書をつくり続けることを決意した。
- (3) 「つくる会」は、『新しい歴史教科書』（三訂版）を自由社版として発行し、検定申請することを決定。3月31日、文科省記者クラブで会見し発表。会見に、藤岡会長、福地副会長、鈴木事務局長が出席した。

- (4) 『新しい歴史教科書』（三訂版）の内容は、基本的に現行の『新しい歴史教科書』（改訂版）、つまり本件歴史教科書の内容と変わらない(但し、一部書き直しや図版の変更等の手直しを行っている)。
- (5) 自由社は、4月17日、文科省に『新しい歴史教科書』（三訂版）の検定申請を行い受理された。藤岡信勝（当時副会長）現会長は、代表執筆者として同席した。

この通信は、次のことを端的に示している。

- ① 扶桑社版歴史教科書（「現行『新しい歴史教科書』（改訂版）」）も自由社版歴史教科書（『新しい歴史教科書』（三訂版））も「つくる会」が「つくる会」の趣意書に基づき主導的立場で同教科書の作成に関わったこと。
- ② いずれの教科書も事実上その内容は、「つくる会」の藤岡信勝（当時副会長）現会長は、代表執筆者であり、著作権は、発行者にはなく、実体的には、発行者は、発行業務を担当することを主たる役割として、共同事業として、教科書を作成していること。
- ③ つまり、いずれの教科書も「つくる会」が指導的立場で共同事業者として同教科書を作成してきたこと。
- ④ また、藤岡信勝「つくる会」会長らは、扶桑社に対して、印税比率にして扶桑社版教科書の73%の著作権を有していると同部分を全て削除しない限り、2010年3月1日以降、扶桑社が、扶桑社版教科書と市販本を出版、販売、頒布してはならないとの出版等差止を求める訴訟（2008年6月16日、東京地裁に提訴、平成20年（ワ）第16289号 書籍出版等差止請求事件、以下「出版等差止請求訴訟」）を起こした（『朝日新聞』2008年11月20日）。
- ⑤ 出版等差止請求訴訟の藤岡信勝「つくる会」会長らの原告準備書面（2）において、「執筆者の人はつくる会の理事会が決定した」、「教科書の執筆・編集については、このように原告らつくる会理事会が最終的決定権と責任を持っていた」と述べている。

以上のように、「つくる会」は、同会の趣意書に基づき扶桑社版教科書を編纂するなどその事態から扶桑社版教科書は、扶桑社と「つくる会」は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）第2条において規定している共同事業者における商品であり、自由社版教科書は、「つくる会」と自由社の共同事業による商品である。

## 2、「つくる会」・扶桑社・自由社の独占禁止法違反について

文部科学省初等中等教育長名の各教科書発行者宛の「教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）」において明記しているように、独占禁止法第2条第9項の規定により指定された「不公正な取引方法」として、他社の教科書の中傷・誹謗を禁止している。

「えひめ教科書裁判を支える会」は、今治市教委に対して、証拠を示し、「つくる会」は、扶桑社版歴史教科書の共同事業者であるとし、「つくる会」が、「自虐的」教科書である等と他の教科書の中傷・誹謗していることは、上記通知にある「不公正な取引方法」に抵触するとし、同教科書の採択を取消し及び採択の対象から除外するように求めた。しかしながら、今治市教委は、これを無視した。

また、「つくる会」の会報である『史』（通巻74号、2009年5月1日発行）において、自由社版公民教科書（2012年度用）の代表執筆者小山常実大月短期大学教授による、他社の教科書の批判（中傷・誹謗）の長文レポートが掲載されている。

また、上記『史』（通巻74号）に添付された「つくる会」鈴木尚之事務局長名による会員への呼びかけ文（「仲間とともに教科書改善運動を進めましょう！！」 事実証明書 7）には、「公立学校の場合は、教育委員会が採択の権限を持っています」とし、「関係者に会いに行ってください」と求め、会う際には「『史』5月号」を「見せた上で、他社の教科書との違いを説明してください」と要望している。これは明らかに独占禁止法で指定された「不公正な取引方法」の実行を会員に広く求める証拠文書である。

以上は、「つくる会」・扶桑社・自由社の独占禁止法違反行為の一部であるが、これから明らかなように、「つくる会」・扶桑社・自由社は、独占禁止法違反行為を行っている。

以上